「児童及び家庭への支援」の整理について

(1) 子どもの意見表明を支援する体制づくりについて

論点:子どもの意見を汲み取る仕組みづくり

【現状】

①「子どもの権利ノート」の配布 施設入所前に、児童相談所職員が「子どもの権利ノート」を配布し、権利の内容や、 相談方法等について説明を行っている。

②苦情解決窓口の説明

入所当日に実施するオリエンテーションにおいて、学園職員が子どもや保護者に対し、 苦情解決の窓口や対応の流れを説明している。

③第三者委員による面接の実施

令和3年3月より、年1回、第三者委員による全ての子どもへの面接を実施している。 子どもより出された意見については、学園内の運営委員会で共有した後、各委員会や各 寮において対応を検討し、検討結果について子どもへ説明している。

④生活アンケートの実施

学園から子どもと保護者に対し、年2回、生活アンケートを実施している。子どもに対しては、「暴力を受けた、暴力を目撃したことがあるか」「職員に気持ちを聞いてもらっているか」「分かりやすい説明をしてもらえているか」等、保護者に対しては、「支援内容について分かりやすく説明してもらえているか」「退所後も支援を受けたいと思えるか」等の質問項目を設けている。アンケート回収後、必要な場合は、職員が面接を行い詳細について聞き取りを実施し、③同様に運営委員会等において共有、検討している。

⑤意見箱の設置

各寮内に1箇所ずつ(計3箇所)意見箱を設置しており、出された意見に対しては、 ③同様の対応を行っている。

⑥学園職員による面接の実施

子どもが話を聞いてほしいときに、職員が話を聞く時間を設けている。

【課題】

- ○「子どもの権利ノート」については、子どもが入所後に活用できるよう、定期的に説明 する機会を設ける必要がある。また、権利ノートに添付されている葉書を学園内で投函 できる仕組みになっていないため、子どもが施設外の者に対しても意見を表明できる仕 組みを整備する必要がある。
- ○生活アンケートや意見箱で出された意見について、子どもや保護者を交えて一緒に考える場を設ける必要がある。
- ○子どもとの面接については、職員と話していることが周囲に知られるため安心して話ができない場合があるため、面接の方法等については検討が必要である。

【意見】

- ○子どもの意見表明の確保にあたっては、第三者的な外部の者が子どもの意見を聞き取る など、より疎通性のある仕組みづくりが必要である。
- ○子ども自身の評価やステージ制の進度に関連づけられない意思表示の機会を保障する 必要がある。
- ○自ら発信することが苦手な子どもがいることを想定し、定期的に話を聞く機会を設ける 必要がある。
- ○子どもと生活を共にする職員だけでなく、家庭支援や自立支援など異なる立場で子ども の意見を聞き取る役割は重要である。

【取組の方向性】

- ①外部の者による意見の汲み取りについて
- ・第三者委員による全ての子どもへの定期的な面接の実施
- ②施設内における意見表明の機会について
- 「子ども会」の実施など、子どもを交えた話し合いの実施
- ・子どもが安心して話ができる環境の整備
- ・生活アンケートについて、幅広く子どもの意見を聞き取る内容への改編

(2) 心理的ケアを必要とする子どもへの支援について

論点:①子どもの心理的ケアについての組織的な支援体制づくり

②心理的ケア等を必要とする子どもに対する関係機関と連携した支援体制づくり

【現状】

過去5年間に希望が丘学園へ入所した子どもを調査した結果、小児期逆境的体験(※)のある子どもや、発達障害や精神疾患、知的障害のある子どもなど、ケアニーズの高い子どもが増えている状況がある。

また、入所理由については、窃盗等の問題は減少し、性的な問題や家族関係の不調を主訴とする入所が増えている。

(※小児期逆境的体験:子どもの被虐待体験や家庭内のDV被害、親との別離、家族のアルコールや薬物依存、家族の服役等)

①日常の生活支援

学園職員が子どもと共に生活しながら、集団活動を通して生活指導等を行い、基本的な生活習慣の定着や、社会性や協調性の育成を行っている。その一つの方法として、毎日子ども自身が「振り返り表(※)」へ記入する時間を設け、職員と子どもが達成状況や課題を共有できる取組を行っている。

(※振り返り表:身の回りの整理整頓や他者への言葉がけなど、日常生活や対人関係等の スキル向上を目指すもの。)

②個別支援について

他者への暴言や暴力等の問題が見られた場合は、寮の職員と心理療法担当職員が子どもに応じたケアプランを作成し、支援内容を子どもに説明のうえ個別支援を実施している。その中で、職員が子どもの気持ちを丁寧に聞き取りながら、課題の背景にある事柄への気づきを促すとともに、感情の表現方法や他者との関わり方を考える時間を設けている。

③心理的ケアについて

心理療法担当職員による心理検査や心理療法等を実施し、援助方針会議においてその状況を共有している。

④医療機関との連携について

子どもの診察時の相談に加え、必要に応じて医療機関とケース会議を実施し、医療につながっていない子どもについて、医学的な見立てや対応について助言を受ける機会を設けている。

【課題】

- ○子どもの行動の背景には、過去の被害体験との関連性があることを踏まえ、組織として トラウマインフォームドケア(※)の視点をもった支援を行う必要がある。
 - (※トラウマインフォームドケア:子どもが示す行動を問題行動ではなく、過去の傷つき体験の影響、トラウマ反応として理解するアプローチ)
- ○子どもの状況や背景、支援内容等について、施設全体で共通認識をもって取り組む必要がある。

【意見】

- ○ケアニーズの高い子どもが入所している状況を踏まえ、子どもの特性等に応じた生活上 の支援が必要である。
- ○教育、福祉、医療等と連携して支援を行う体制が必要である。

【取組の方向性】

- ①組織的な支援体制づくりについて
- ・県内の児童心理治療施設との合同勉強会や意見交換会の実施
- ②関係機関と連携した支援体制づくりについて
- ・児童相談所と施設の協働による評価の実施
- ・医療機関等との事例検討会の実施
- ・児童心理治療施設と連携した個別支援の充実

(3) 自立支援計画の策定と実施について

論点:子どもや保護者の参画などの仕組みづくり

【現状】

施設入所後2ヶ月以内に、寮の担当職員が児童相談所の援助指針や、心理療法担当職員の所見、子どもの生活状況の観察結果等を踏まえ、課題や支援目標、支援方法等を検討し、施設内で協議のうえ策定している。その際、子どもの意見も反映した目標設定となるよう、担当職員が子どもとの面接機会を設けている。

【課題】

計画策定にあたり、保護者の意見を十分に聞き取る機会や、子どもと保護者、関係者が 課題や目標について共有する場の設定が必要である。

【意見】

- ○保護者自身、様々な生い立ちや現状があり、子どもの施設入所に対して困惑したり、傷つき体験となっている場合がある。このため、施設職員が保護者の気持ちに寄り添い、生い立ちや困りごとを話せる関係性を構築することが重要であり、その関係性を通して、保護者自身の振り返りや自立支援計画への参画につながると考えられる。
- ○子ども自身の得意なことや頑張りたいことを明確にするとともに、その目標に対して保護者や関係者がどのように支援を行うのかを共有できることが必要である。

【取組の方向性】

- ○計画策定の過程において、保護者との面接機会を設定
- ○子どもと保護者が、課題や目標、取組内容等を共有できる方法の検討